

いずみ会議所だより

発行所/和泉商工会議所
〒594-1444 和泉市テクノステージ三丁目1-10
TEL: 0725-53-0330 FAX: 53-4747
ホームページ: http://www.izumicci.jp
Eメール: info@izumicci.jp

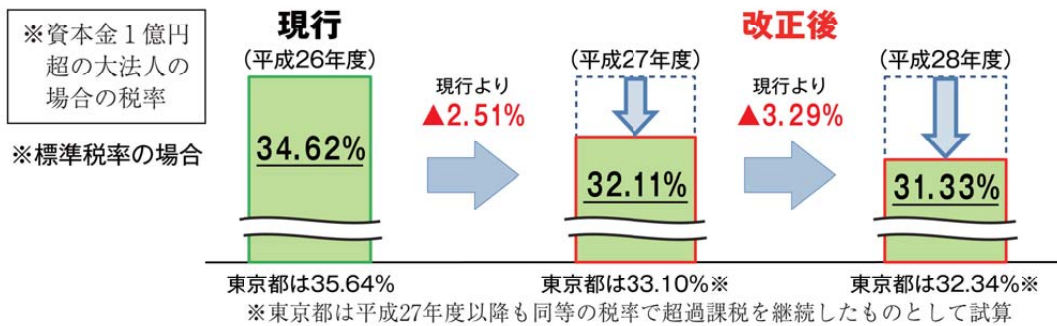
平成27年度 税制改正のポイント

法人実効税率の引き下げをはじめ中小企業の活力を後押しする税制改正が実現!

日本商工会議所
和泉商工会議所
※掲載記事の「中小企業者」とは
資本金1億円以下の法人です
(3頁に関連記事を掲載)

法人実効税率の引き下げが実現!

▶平成27年度に法人実効税率(現行:34.62%)が2.51%引下げられ、32.11%となります(国税:現行25.5% → 平成27年度23.9%(▲1.6%引下げ))



*法人税改革の第二段階として、平成28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図る。さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。
(平成27年度与党税制改正大綱)

中小法人の軽減税率の延長〈2年間〉

▶中小事業者に適用される国税の法人税率の軽減税率(15%)が、平成28年度末まで2年延長されます

| 法人税法における税率(本則) | | 租税特別措置法における軽減税率 |
|----------------|-------|-----------------|
| 年800万円以下の所得金額 | 19% | 15% |
| 年800万円超の所得金額 | 23.9% | - |

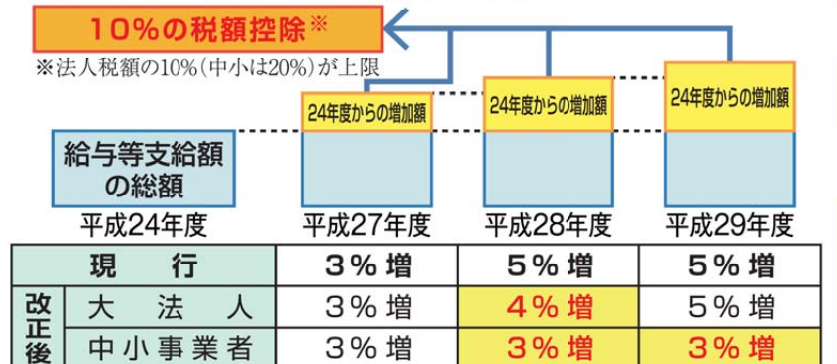
研究開発促進税制の延長・重点化

▶研究開発税制の総額型から、大学・公的研究機関や、企業間での共同委託研究等の「特別試験研究費」の部分を別枠化し、税額控除率を拡充したオープンイノベーション型が創設されます

| | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 【増加型】 試験研究費の増加額×増加割合(5~30%) | 【高水準型】 売上高比10%超の試験研究費×控除率※ ※(試験研究費の額÷売上金額)×10%×0.2 | <控除上限> 法人税率の 10% |
| + | | |
| オープンイノベーション型 特別試験研究費 × 20%または30%※ ※30%: 大学・公的研究機関との共同・委託研究 20%: 企業間等(中小企業からの知財権使用料等を追加) | | 法人税率の 5% 総額型とオープンイノベーション型を別枠化 |
| + | | |
| 総額型(試験研究費×8~10%、中小は12%) | | 法人税率の 25% |

所得拡大促進税制の拡充〈3年間〉

▶所得拡大促進税制の給与増加要件が緩和されます



【要件】・給与等支給額※の総額:平成24年度から一定割合(上図)以上増加
・給与等支給額の総額が前の事業年度以上、
・給与等支給額の平均額が前の事業年度を上回る場合

商業・サービス業活性化税制の延長〈2年間〉

▶商業・サービス業を営む中小企業者が、商工会議所等の経営改善等の指導を受けて、店舗等の設備投資を行った場合の減税が、平成28年度末まで延長されます

特別償却(取得価格の30%)または、税額控除(7%)の選択
※税額控除は資本金3,000万以下の中小企業者のみ選択可能

対象設備
1台30万円以上の器具・備品(ショーケース、看板、レジスター等)
1台60万円以上の建設附属設備(空調設備、店舗内装等)

外形標準課税の見直し〈資本金1億円超の企業〉

- ▶大法人(資本金1億円超)の法人事業税における外形標準課税が2年間で段階的に2倍となります。一方で、所得割に関しては2年間で段階的に2/3に引き下げとなり、所得割と外形標準課税の比率が現行の3:1から1:1となります。
- ▶賃上げへの取組みを阻害しないよう、一定以上の賃上げ分を控除する仕組みが導入されます(平成29年度末まで)
- ▶地域の経済・雇用を支える中堅企業(付加価値額30億円以下)について、外形拡充により税負担が増加する場合は負担増加額の50%が軽減されます(平成28年度末まで)

| | 現行 | 27年度 | 28年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 付加価値割 | 0.48% | 0.72% | 0.96% |
| 資本金割 | 0.2% | 0.3% | 0.4% |
| 所得割 | 7.2% | 6.0% | 4.8% |

平成27年 和泉経済クラブ 新春懇談会 開催



西辻 代表幹事 挨拶

平成 27 年 2 月 4 日 (水) に、ホテル・アゴーラ リージェンシー堺にて、平成 27 年 和泉経済クラブ 新春懇談会が開催されました。

一部の講演会には、野村証券株式会社 岸和田支店 支店長 松下明希子 氏を講師にお迎えし、「今後の経済環境について」をテーマにご講演頂きました。

また二部の新春懇談会では、多数の会員にご出席頂き、会員相互の情報や意見交換が出来る有意義なものとなり、盛大に開催されました。



『就職情報フェア』を開催

和泉商工会議所では、大阪府総合労働事務所・和泉市・泉大津公共職業安定所と連携し、企業にとって有能な人材を採用する機会と就労の促進と雇用の安定を図ることを目的として、2月12日(木)和泉シティプラザにおいて、『就職情報フェア』を開催。当日は、製造・食品・福祉関係他 25 の求人事業所にご参加いただき、158名の募集人員に対して、今日の厳しい雇用情勢の悪化を反映して来場された約250名の就職希望者があり、各ブース共熱心に面接が行われていた。

同時に『職業適性診断』、『福祉人材センター』、『若年者就労支援相談』、『障がい者の就労相談』、『シルバー人材センター』などの各種相談コーナーを設置し、来場者の相談等に應對し、盛況の内に終了した。



ご協力いただいた求人企業一覧

順不同・敬称略

友信化学(株)／社会福祉法人 和泉福祉会 いぶきの保育園／社会福祉法人 和泉福祉会 特別養護老人ホーム ひかりの園／鋼工業(株)／(株)H C I／(株)ロードカー／ほのぼのキッチン／大栄環境(株) 本社事業所／エースシステム(株)／アイン食品(株)／医療法人 守田会 いぶきの病院／社会福祉法人 日本ヘレンケラー財団 障がい者支援施設 太平／(株)コンシェルジュ／大阪第一交通(株) 忠岡営業所／(株)タイショーテクノ／日本酪農協同(株) 近畿工場(毎日牛乳)／(株)クローバー食品 関西営業所／アクサ生命保険(株) 大阪南営業所／医療法人 和泉会 和泉丘病院／医療法人 和泉会 介護老人保健施設 ザ・シーズン／パルビック(株)／テクノロール(株)／(株)光明製作所／(株)オオシマ設備／大阪サンエー物流(株) 堺営業所／光陽レース(株)／西部エンジニアリング(株)

「魅力ある職場づくり」に取り組んでみませんか？ 従業員の「正社員転換」を検討してみませんか？

お問い合わせ
ハローワーク泉大津
事業所サービス部門
☎0725-32-5181

雇用情勢が改善している中、各企業の人材確保は重要な課題になっています。
必要な人材を確保するためには企業に魅力がなければなりません。
そのためには雇用管理改善、非正規社員の正社員化等で「働きがい」「働きやすさ」のある職場にすることが大切です。
ハローワークはキャリアアップ助成金等で貴社の“魅力ある職場づくり”をサポートします。

平成27年度の協会けんぽ大阪支部の保険料率について

～健康保険料率・介護保険料率ともに4月分(5月納付分)から改定されます～

平成27年度の協会けんぽ大阪支部の健康保険料率及び介護保険料率は、例年より一カ月遅れての、本年4月分(5月納付分)からの適用となります。保険料率の改定時期が例年とは異なることとなりますが、皆さまのご理解をお願い申し上げます。

健康保険料率

〔大阪支部〕

平成27年3月分

10.06%

平成27年4月分から

10.04%

介護保険料率

〔全国一律〕

平成27年3月分

1.72%

平成27年4月分から

1.58%

※40歳から64歳までの方は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

<お問い合わせ先>

協会けんぽ 大阪

検索

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)
所在地 〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル 6階

地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の創設

▶ 地方創生実現のため、地方における本社機能等の事業拠点の新設・拡充に取り組む企業に対して、オフィスに係る建物(本社・研究所等)に関する設備投資減税、雇用促進税制等の措置が創設されます

拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能等の強化

以下の要件を満たす自治体策定計画を国が認定

1. 地域要件：東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域であって、単独自治体、又は地域連携により概ね人口10万人以上の経済圏を構成し、一定の事業集積が認められる地域
2. 地方自治体が独自で補助金や融資制度を設ける等、本社機能の受入促進策を講じていること

企業の地方拠点強化実施計画(知事承認)

オフィス減税

オフィスに係る建物(本社・研究所・研修所)等の取得価額に対し、**特別償却15%、税額控除4%**

雇用促進税制

- ① 法人全体の雇用増加率10%以上の場合、増加雇用者**1人あたり50万円を税額控除**
- ② 法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除

移転型

東京23区からの移転である場合は支援措置を深堀り

以下の要件を満たす自治体策定計画を国が認定

1. 地域要件：東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く全地域
2. 本社機能の受入促進策を講じていること

企業の地方拠点強化実施計画(知事承認)

オフィス減税

オフィスに係る建物(本社・研究所・研修所)等の取得価額に対し、**特別償却25%、税額控除7%**

雇用促進税制

- ① 地方拠点の新規雇用により**1人あたり80万円(雇用増加率10%超)もしくは、50万円(雇用増加率10%未満)を税額控除**
- ② 東京から地方拠点へ移転した従業員は**30万円を税額控除**
- ③ 地方拠点および法人全体で**増加した従業員数を維持している場合には、1人あたり30万円の税額控除を3年間継続適用可能**

※ 固定資産税、不動産取得税、事業税(移転型のみ)の減免措置について、地方交付税によって減収額を補填する措置をあわせて創設

円滑な事業承継促進のための措置

▶ 贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者(2代目)が、贈与後5年間の事業継続要件等を満たし、3代目に対する株式の再贈与を行う場合に、2代目に贈与税の納税義務が生じないようになります



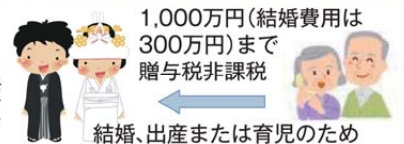
住宅税制の拡充

- ▶ 住宅ローン減税が平成31年6月入居まで延長されます
- ▶ 住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置が拡充・延長されます

| 住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置の拡充 | 消費税率10%の適用 | | 消費税率8%の適用 | |
|-----------------------|------------|---------|-----------|---------|
| | 質の高い住宅 | 一般住宅 | 質の高い住宅 | 一般住宅 |
| 現行 | | | 1,000万円 | 500万円 |
| 平成27年 | — | — | 1,500万円 | 1,000万円 |
| 平成28年 1月～28年9月 | — | — | 1,200万円 | 700万円 |
| 平成28年10月～29年9月 | 3,000万円 | 2,500万円 | 1,200万円 | 700万円 |
| 平成29年10月～30年9月 | 1,500万円 | 1,000万円 | 1,000万円 | 500万円 |
| 平成30年10月～31年6月 | 1,200万円 | 700万円 | 800万円 | 300万円 |

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

▶ 直系尊属(贈与者)が、20歳以上50才未満の子・孫等(受贈者)名義の金融機関の口座等に、結婚、出産または育児のための資金を拠出する場合、1千万円までの贈与税を非課税とする措置が創設されます



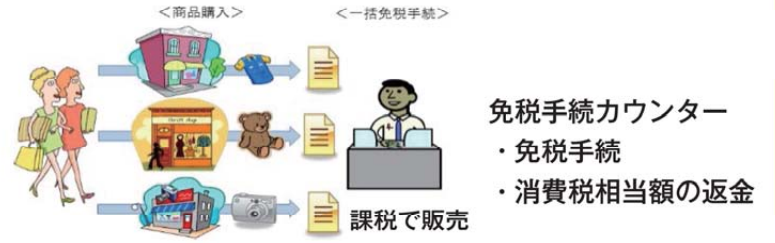
繰越欠損金控除制度の縮減(資本金1億円超の企業)

- ▶ 大企業(資本金1億円超)の控除限度額が、平成27年度に65%、平成29年度に50%に段階的に引き下げ(中小企業は対象外)
- ▶ 繰越期間は中小企業を含め、平成29年度以降10年へ延長されます

| | | 現行 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| | | 大企業 | 控除限度 | 80% | 65% |
| | 繰越期間 | 9年 | 9年 | 9年 | 10年 |
| 中小企業 | 控除限度 | 100% | 100% | 100% | 100% |
| | 繰越期間 | 9年 | 9年 | 9年 | 10年 |

外国人旅行者向け消費税免税店の拡大

- ▶ 商店街やショッピングモールが「免税手続きカウンター」を設置した場合に、各店舗の免税手続きをまとめて行うことが可能になります
- ▶ 商店街やショッピングモールの複数店舗における購入額を合算して、免税販売の対象とすることが可能になります



商業地の固定資産税の負担軽減措置の延長

- ▶ 商業地の固定資産税の負担軽減措置(負担水準60%～70%における据置措置、条例減額措置)が平成29年度末まで3年間延長されます

ふるさと納税制度の見直し

- ▶ 住民税の特例控除額が拡充されます(上限：個人住民税所得割の1割⇒2割)
- ▶ 申告手続きが簡素化されます(確定申告を行わない人は、寄附先の自治体が本人に代わって控除手続をする「ふるさと納税ワンストップ特例」を創設)



車体課税の見直し

- ▶ エコカー減税に2020年度燃費基準が設けられ、2015年度燃費基準は減税額が縮小されたうえで、延長となります
- ▶ 環境性能に優れた軽自動車に対する軽課措置が創設されます



| エコカー減税の拡充 | 自動車取得税 | 自動車重量税 | |
|--------------------|--------|--------|-------|
| | | 1回目車検 | 2回目車検 |
| 電気自動車等 | 免税 | 免税 | 免税 |
| 2020年度燃費基準+20%達成 | ▲80% | ▲75% | — |
| 2020年度燃費基準+10%達成 | ▲60% | ▲50% | — |
| 2020年度燃費基準達成 | ▲40% | ▲25% | — |
| 2015年度燃費基準達成+10%達成 | ▲20% | — | — |
| 2015年度燃費基準達成+5%達成 | — | — | — |

| 環境性能に優れた軽自動車に対する軽自動車税の減免措置 | 2年目 |
|----------------------------|------|
| 電気自動車等 | ▲75% |
| 2020年度燃費基準+20%達成 | ▲50% |
| 2020年度燃費基準達成 | ▲25% |

商業登記規則の改正

▶ 会社法の改正により、監査役設置会社について、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款に登録することが盛り込まれたが、役員変更登記と併せて監査役の監査範囲に係る登記を行えば、役員変更登記以外の登録免許税負担が生じないことになりました

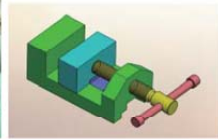
近畿職業能力開発大学校 デュアルシステム型 (企業実習付き)

生産技術科

平成27年度 **7月生募集中**

デュアルシステム生産技術科では、ものづくりの原点である機械加工をはじめ、CADによる設計製図を習得するとともに、生産現場に強い技能と技術を兼ね備えた実践技術者の育成を目的としています。

■ お問合せ先 近畿職業能力開発大学校(学務課) 〒596-0103 大阪府岸和田市稲葉町1778 TEL 072-489-2112 学務課まで



定員：15名 応募資格：概ね40歳以下の方で製造業の正社員での就職を希望する方
入校説明会・学校見学の日程

- 第1回・・・3月18日(水) 13:30～
第2回・・・4月15日(水) 13:30～
第3回・・・5月20日(水) 13:30～
第4回・・・6月17日(水) 13:30～



以上の日程で都合が合わない方、ご希望にあわせて見学を実施します。
ご連絡ください。 ☎ 072-489-2112まで

平成27年4月・5月 能力開発セミナー 受講生募集

| 機 械 系 コース番号 (MA161) | 管 理 系 コース番号 (PX111) | 管 理 系 コース番号 (PX341) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 / 27(水)・28(木)・29(金) 9:50～16:35 【受講料】13,200円(税込) 【定員】10名 | 5 / 12(火)・13(水) 9:50～16:35 【受講料】9,300円(税込) 【定員】15名 | 4 / 16(木)・17(金) 9:50～16:35 【受講料】8,100円(税込) 【定員】10名 |
| 実践機械製図 機械設計業務の効率化を目指して、機械製図の組立図及び部品図に関する総合的かつ実践的な知識、技能を習得します。 1. 機械製図上の留意事項 2. 設計製図事例 3. 実践的製図面の描き方 4. 課題実習 JISに基づく機械製図を基礎から習得します。若手技術者の方に最適なコースです | 製造現場技術者の現場力強化 若手現場作業者を対象に、製造現場の仕事の鉄則を再認識してもらい、製造現場で働く上での仕事への取り組み姿勢・心構えから生産性の向上、作業効率改善のポイントまでを講義と演習を通して習得します。 1. 製造現場の目標と役割 2. 製造現場における鉄則(仕事の基本)QCD(品質・コスト・納期)、5S、ムダとり、設備保全など 3. 製造現場の社員の心構えと自己変革 若手現場作業者の育成に最適なコースで、演習やディスカッションを通して習得します。 | 製造現場技術者の現場力強化 生産性の効率化・最適化をめざして、科学的な管理手法として統計的手法を活用した品質管理の各種手法(QC七つ道具)を習得します。 1. 生産現場で活用できる科学的な管理手法とQC七つ道具 2. 統計的手法を活用した製造・検査工程の品質向上 3. 生産現場に活用できる実習 生産効率や品質向上に関し業務改善等の業務に従事する方に最適なコースです。 |

※お申し込みは、能力開発セミナーガイドの受講申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX(072-479-1751)にてお申込みください。
※参加人数が少ない場合は、中止することがありますので予めご了承ください。

【お問い合わせ先】 援助計画課 TEL(072)489-2114 FAX(072)479-1751

中小企業総合力アップ支援事業・第35回テクノステージ和泉ビジネス連携サロン 府大、産技研のものづくり企業 支援事例紹介 — 補助金の活用を中心に — +国の「ものづくり補助金」申請の書き方ポイント セミナー《参加者募集》

今回のセミナーでは、大阪府立大学・大阪府立産業技術総合研究所実施の支援事業を紹介、また、和泉市産業振興プラザによるものづくり補助金申請のわかりやすいポイント説明や、和泉市が平成27年度に実施する補助金事業の案内がごさいます。

振興・補助金利用への足がかりとなりますので、奮ってご参加下さい。

セミナー後に交流会も有ります。

(交流会参加の場合は会費1,500円を申し受けます。)

| | |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内 容 | 平成27年3月30日(月) 15:00～18:30 ※受付開始 14:30～ ※交流会は 17:30～18:30を予定。 |
| 場 所 | 和泉市テクノステージ3丁目1番10号 和泉市産業振興プラザ北館 セミナー 2階 会議室1 交流会 3階 交流スペース |
| 内 容 | 1. 産技研支援事業紹介/日東商事(株)事例「トフマク」製品化への道筋 2. 府大支援事業紹介/株テクノタイヨー「ウイングパー」事業化について 3. 和泉商工会議所/ものづくり補助金申請様式記入のポイント説明 4. 和泉市/平成27年度補助金事業の概要 5. 交流会(アルコール飲料が出ますので、車での来場はお控え下さい) |
| 定 員 | セミナー 50名 交流会 50名 |
| 参加費 | セミナー 無 料 交流会 1500円 |
| 申込方法 | 下記へFAXにてお知らせください。メールでのご連絡も承っております。 ※会社名・役職・氏名・電話・FAX・交流会参加 or 不参加を記載をお願いします。 |

和泉商工会議所 和泉市産業振興プラザ
担当 木村 吉秀 TEL0725-58-7887

送り先 Fax: 0725-58-7143
メール: kimura@izumicci.jp

和泉商工会議所では「エコキャップ活動」に取り組んでいます

和泉商工会議所ではペットボトルのキャップを分別回収する「エコキャップ活動」を実施しています。回収されたペットボトルキャップは協賛する「NPO法人エコキャップ推進協会」に送付後、資源化事業者へ売却されます。その利益が「NPO法人世界の子供にワクチンを日本委員会」に寄付されワクチンが世界の発展途上国の子供たちに送られる仕組みになっています。

今後も活動の意義や認識を職員で共有し、活動を通じて社会貢献を積極的に行っていきます。

★当会議所に回収ボックスを設置しております。
ご来所の折には、お持ち込みご協力の程よろしくご願ひ申し上げます。



エコキャップ推進協会
ロゴマーク

加入者・事業主の皆さまへ

全国健康保険協会 協会けんぽ

出産育児一時金等の支給額の見直しのお知らせ

<お問い合わせ先>

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部

電話 06-7711-4300（自動音声案内）おかけ間違いにご注意ください
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）
〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ大阪

検索

平成27年1月から、出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額につきましては、出産費用の動向等を勘案して、**現行の39万円から40万4千円に引き上げ**となりました。なお、産科医療補償制度加入医療機関等で在胎週数22週以降に出産された場合の支給額につきましては、**現行どおり42万円**で変わりません。

※平成27年1月1日以降の出産から適用されています。

平成27年度 検定試験 施行日程表

| 種 目 | 回 数 | 級 | 試 験 日 | 受 付 期 間 | 合格発表 | 証書交付 | 受 験 料 |
|--------------------------|-------|----------------|----------|----------------------------------------------------------------|-----------------|------------------------------------------|-------------------------------------|
| 珠 算 | 第204回 | 珠1～8級 暗1～6級 | 6/28(日) | 5/18(月)～5/22(金) | 7/7(火) | 8/5(水) | 1級 2,100円 2級 1,570円 3級 1,360円 |
| | 第205回 | 珠1～8級 暗1～6級 | 10/25(日) | 9/7(月)～9/11(金) | 11/5(木) | 12/2(水) | 4～6級 940円 7～8級 840円 暗算 840円 |
| | 第206回 | 珠1～8級 暗1～6級 | 2/14(日) | 12/14(月)～12/18(金) | 2/23(火) | 3/23(水) | |
| 簿 記 | 第140回 | 1～3級 | 6/14(日) | 窓口5/1(金)～5/14(木) ネット4/20(月)～5/12(火) ※コンビニ決済は5/10(日)迄 | 6/23(火) ※注1 | 7/15(水) ※注1 | 1級 7,710円 2級 4,630円 3級 2,570円 |
| | 第141回 | 1～3級 | 11/15(日) | 窓口10/8(木)～10/15(木) ネット9/24(木)～10/13(火) ※コンビニ決済は10/11(日)迄 | 11/25(水) ※注1 | 12/15(火) ※注1 | |
| | 第142回 | 2～3級 | 2/28(日) | 窓口1/21(木)～1/28(木) ネット1/12(火)～1/26(火) ※コンビニ決済は1/24(日)迄 | 3/8(火) | 3/24(木) | |
| リテールマーケティング (販売士) | 第43回 | 2級 | 9/26(土) | 窓口8/28(金)～9/3(木) ネット8/10(月)～9/1(火) ※コンビニ決済は8/30(日)迄 | 10/15(木) | 11/10(火) | 2級 5,660円 |
| | 第44回 | 2級 | 2/17(水) | 窓口1/14(木)～1/20(水) ネット12/14(月)～1/18(月) ※コンビニ決済は1/16(土)迄 | 3/8(火) | 4/4(月) | |
| ビジネス 実務法務 ※注2 | 第37回 | 2～3級 | 7/5(日) | 4/21(火)～5/22(金) | 8/7(金) | 結果発表後 東京商工会 議所より 本人宛に郵 送されます | 2級 6,480円 3級 4,320円 |
| | 第38回 | 2～3級 | 12/6(日) | 9/24(木)～10/23(金) | 1/15(金) | | |
| 福祉住環境 コーディネーター ※注2 | 第34回 | 2～3級 | 7/12(日) | 4/28(火)～5/29(金) | 8/21(金) | 結果発表後 東京商工会 議所より 本人宛に郵 送されます | 2級 6,480円 3級 4,320円 |
| | 第35回 | 2～3級 | 11/22(日) | 9/8(火)～10/9(金) | 1/8(金) | | |
| 環境社会 (eco検定) ※注2 | 第18回 | — | 7/26(日) | 5/12(火)～6/12(金) | 9/4(金) | 結果発表後 東京商工会 議所より 本人宛に郵 送されます | 5,400円 |
| | 第19回 | — | 12/13(日) | 9/29(火)～10/30(金) | 1/22(金) | | |

★土・日・祝日の受付は行っておりません。(受付時間 9:00～12:00 13:00～17:15)

★簿記検定・販売士検定のお申込はネット申込(24時間OK)もご利用頂けます。(申込は和泉商工会議所のホームページからお願いします)

★代理申込の場合、受験者本人の証明書(運転免許証・保険証等、コピー可)をご持参下さい。

注1簿記1級については中央審査となります。試験の約50日後、審査結果と証書交付日を郵送します。

注2ビジネス実務法務検定・福祉住環境検定・環境社会検定(eco検定)については、東京商工会議所に各自でお申込下さい。

(詳細は東商HP <http://www.kentei.org/> をご覧下さい。)

パートタイム労働法が変わります 平成27年4月1日施行

平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。

主な改正のポイントは次のとおりです。

1 パートタイム労働者の公正な待遇の確保

- ・正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- ・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない

2 パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならない

3 パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる

パートタイム労働者とは

- ◆パートタイム労働法の対象となるパートタイム労働者(短時間労働者)とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」のことです。
- ◆「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっても、上記の条件に当てはまれば、「パートタイム労働者」として、パートタイム労働法の対象となります。
- ◆フルタイムで働く人は、「パート」などのような名称で呼ばれていてもパートタイム労働法の対象とはなりません。事業主はこれらの人についてもパートタイム労働法の趣旨を考慮する必要があります。

1 パートタイム労働者の公正な待遇の確保

(1) 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大 <法第9条>

有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも、職務の内容、人材活用の仕組みが正社員と同じ場合には、正社員との差別的取扱いが禁止されます。

【正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の範囲】

- 現行**
- (1) 職務の内容が正社員と同一
 - (2) 人材活用の仕組みが正社員と同一
 - (3) 無期労働契約を締結している
- 改正後**
- (1)(2)に該当すれば、賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用をはじめ全ての待遇について、正社員との差別的取扱いが禁止される

例えば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者が、職務の内容も人材活用の仕組みも正社員と同じであるにもかかわらず、正社員には支給されている各種手当の支給対象となっていない場合には、改正後は、正社員と同様に支給対象となることが考えられます。

(2) 「短時間労働者の待遇の原則」の新設 <法第8条>

事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。

改正後は、パートタイム労働者の待遇に関するこうした考え方も念頭に、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図っていただくこととなります。

(3) 職務の内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象に <施行規則第3条>

「通勤手当」という名称であっても、距離や実際にかかっている経費に関係なく一律の金額を支払っている場合のような、職務の内容に密接に関連して支払われているものは、正社員との均衡を考慮しつつ、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して決定するよう努める必要があります。

2 パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

(1) パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設 <法第14条第1項>

パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容を事業主が説明しなければなりません。

パートタイム労働者から説明を求められたときの説明義務(法第14条第2項)と併せて、パートタイム労働者が理解できるように説明をしていく必要があります。

【雇入れ時の説明内容の例】

- ・賃金制度はどうなっているか
- ・どのような教育訓練があるか
- ・どの福利厚生施設が利用できるか
- ・どのような正社員転換推進措置があるかなど

【説明を求められたときの説明内容の例】

- ・どの要素をどう勘案して賃金を決定したか
- ・どの教育訓練や福利厚生施設がなぜ使えるか(または、なぜ使えないか)
- ・正社員への転換推進措置の決定に当たり何を考えてきたか など

(2) 説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止 <指針第3の3の(2)>

パートタイム労働者が法第14条第2項に基づく説明を求めたことを理由に、不利益な取扱いをしてはなりません。不利益な取扱いを恐れて、パートタイム労働者が説明を求めることができないことがないようにすることが求められます。

(3) パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の義務の新設 <法第16条>

事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。

【相談に対応するための体制整備の例】

相談担当者を決めて対応させる、事業主自身が相談担当者となり対応する など

(4) 相談窓口の周知 <施行規則第2条>

パートタイム労働者を雇入れたときに、事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事項に「相談窓口」*が追加されます。

*相談担当者の氏名、相談担当の役職、相談担当部署など

【文書などによる明示事項】

<労働基準法で義務付けている項目> <パートタイム労働法で義務付けている項目>

- ・契約期間、仕事の場所・内容など
- ・昇給、賞与、退職手当の有無
- ・相談窓口

(5) 親族の葬儀などのために勤務しなかったことを理由とする解雇などについて <指針第3の3の(3)>

パートタイム労働者が親族の葬儀などのために勤務しなかったことを理由に、解雇などが行われることは適当ではありません。

3 パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

(1) 厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設 <法第18条第2項>

雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主に対して、厚生労働大臣が勧告をしても、事業主がこれに従わない場合は、厚生労働大臣は、この事業主名を公表できることとなります。

(2) 虚偽の報告などをした事業主に対する過料の新設 <法第30条>

事業主が、パートタイム労働法の規定に基づく報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、20万円以下の過料に処せられます。

パートタイム労働法の改正については、「パート労働ポータルサイト」でも情報を提供しています。

パート労働ポータルサイト

検索

(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>)



新会員のご紹介コーナー

(順不同)

株式会社 雅蜂園

代表取締役 大塚 美和 小売業
〒590-0906 堺市堺区三宝町2-130-4 TEL 072-233-1138

株式会社 アルモハンマティアオート貿易

代表取締役 アッバアシー・ムハンマド 小売業
〒594-1115 和泉市平井町864-25 TEL 0725-53-2161

株式会社 柚子辛凜

代表取締役 安澤 和子 小売業
〒593-8324 堺市西区鳳東町7-821-7 TEL 072-263-6962

辻本製作所

代表 辻本 真也 部品組立
〒594-1142 和泉市久井町558 TEL 0725-54-1385

(株)辻川ビルクリーン

代表取締役 辻川 嘉和 清掃
〒595-0802 泉北郡忠岡町高月南1-5-4 TEL 0725-32-0125

正食の店 青山

オーナー 青山 茂 食料品店
〒594-1102 和泉市和田町287-2 TEL 0725-56-6117

健康まもる整骨院

代表 井上 勇太 整骨・針灸
〒594-0071 和泉市府中町1-6-15 ロードインいずみ1F TEL 0725-90-5537

千里経営サポート事業協同組合

代表理事 川西 靖裕 協同組合
〒566-0035 摂津市鶴野3-6-11 TEL 072-637-0417

半田興業

代表 半田 隆行 道路舗装工事業オペレーター
〒594-1156 和泉市内田町4-10-11 TEL 0725-30-5125

岡本建築

代表 岡本 敏彦 建築業
〒593-8312 堺市西区草部1800-6 7-206 TEL 090-7874-1000

和泉市産業振興プラザ 試作開発室・共同研究室利用者 随時募集中



おすすめポイント

- ◇和泉商工会議所・大阪府立産業技術総合研究所などが近く、**安心の環境**です。
- ◇所在地が標高約100m内 陸型産業団地で、**高速道路入口付近**に位置する。
- ◇和泉商工会議所セミナー・テクノステージ 和泉まちづくり協議会で**情報を得やすい**。
- ◇利用料50%補助。さらに複数の部屋を利用する時には、**2部屋目以降を25%減額!!**

和泉市産業振興プラザ平面図



和泉市産業振興プラザ南館概要 (竣工年月日:平成14年3月)
敷地面積:約4,939㎡/建物面積:1,405.89㎡/延床面積:2,608.62㎡
構造:鉄骨造アルミニウム板葺陸屋根2階建て
寸法概要:1階(工場) 間口7,200 奥行13,200 高さ5,400
2階(工場) 間口7,200 奥行13,200 高さ4,200
2階(事務所) 間口6,600 奥行 8,350 高さ2,700

【工場概要】
床:樹脂塗床 耐荷重1F=2ト/㎡ 2F=600kg/㎡
柱:鉄鋼表し 1階は2トまでのホイストクレーン可能。
天井:デッキプレート表し
界壁:軽量鉄骨下地石膏ボードビニールペイント仕上げ 遮音性能D-40~45 (鉄骨表しのため気密性は有りません)
出入口扉:鋼製・軽量鋼製 1F 2,700W×2,850H 2F 2,700W×2,400H
電動機:1F 3相50KVA 単相20KVA 2F 3相40KVA 単相10KVA
給水管:和泉市水道局と個別契約 1・2F PS内に20Aバルブ
排水:処理設備無 1F 排水機400×400×600 2F PS内に65Aキャップ止め
電話:光・メタルケーブル3か所 ガス、空調設備は無し

【事務所】
床:タイルカーペット 耐荷重300kg/㎡ 天井:化粧石膏ボード表し
界壁:石膏ボードEP塗 遮音性能D-40~45
出入口扉:鋼製・軽量鋼製 850W×2,100H 電動機:3相8KVA 単相8KVA
空調・換気:基準空調
*各階共用部に会議室が有ります。また、1階にはコンビニ2店舗が入居しています。
*北館にはコーディネーターが常駐していますので様々な支援が有ります。

- 1.所在地** 和泉市テクノステージ3丁目1番 10(共同研究所)・11号(貸工場・事務所)
- 2.利用料等** (南館) 1階 試作開発室(工場型) 面積:約100㎡ 利用料:155,900円~
(消費税込) 2階 試作開発室(工場型) 面積:約100㎡ 利用料:125,200円~
2階 試作開発室(事務所型) 面積:約60㎡ 利用料:107,600円~
・共益費...24,100円~(411円/㎡)
(北館) 3階 共同研究室 面積:約52㎡ 利用料:55,700円
*保証金...北・南館とも月額利用料(消費税を除く)の3ヵ月分
(駐車場)・利用料...1台1月につき5,400円
・保証金...月額利用料(消費税を除く)の2ヵ月分
- 3.利用期間** 5年以内。(条件により5年間延長の制度有)
- 4.利用資格** ものづくりに携わる中小企業。(和泉市産業振興プラザ条例により審査のうえ決定します。)
- 5.利用料補助** 和泉市による共益費を除く利用料の50%を1年間 補助する制度が有ります。
(和泉市産業振興プラザ利用促進補助金交付要綱)
南館を2部屋以上利用の場合は、利用料を2部屋目から25%減額します。
- 6.お問合せ・資料請求** 〒594-1144 和泉市テクノステージ3丁目1番10号
和泉市産業振興プラザ 指定管理者 和泉商工会議所
TEL 0725-58-7887 FAX 0725-58-7143

第139回 簿記検定試験 (施行日:H27年2月22日) 合格者受験番号一覧

| 2級 | | 3級 | | 60 | 506 | 538 | 549 | 568 | 584 |
|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 | 527 | 4 | 18 | 64 | 507 | 542 | 550 | 569 | 589 |
| 6 | 536 | 5 | 21 | 78 | 508 | 543 | 551 | 577 | 591 |
| 503 | 546 | 6 | 29 | 86 | 510 | 544 | 553 | 578 | 593 |
| 504 | 550 | 10 | 31 | 89 | 511 | 546 | 557 | 582 | 594 |
| 511 | 552 | 11 | 48 | 502 | 520 | 547 | 559 | | |
| 521 | | 14 | 49 | 504 | 524 | 548 | 563 | | |



※点数を知りたい方は和泉商工会議所までお越し下さい。
点数表の郵送をご希望の方は、受験番号を明記し、82円切手を貼った返信用封筒(返信先明記)を同封のうえ、和泉商工会議所簿記担当までお送り下さい。電話・メールでの問い合わせは行っていません。
※合格証書交付は3月25日(水)からです。試験施行日から1年以内にお越し下さい。
お申込をされたところに受験票と印鑑をご持参下さい。
和泉商工会議所(窓口・ネット)で申込をされた方で来所が困難の場合、送付先住所・電話番号を記載したメモ、受験票、510円分の切手を同封のうえ、和泉商工会議所簿記担当までお送り下さい。

次回…第140回簿記検定試験 平成27年6月14日(日)
窓口受付期間:5月1日(金)~5月14日(木)
ネット受付期間:4月20日(月)~5月12日(火)
※コンビニ決済は5月10日(日)まで

第203回 珠算検定合格者

平成27年2月8日(日) 施行

| 3級 | | | | | 2級 | | | 1級 |
|------------|-------|---|---|---|----|--|--|----|
| 川小西松堀寺森井高 | 信松北谷 | 福 | 田 | 1 | 級 | | | |
| 本林口本 山 上 木 | 野井村本 | 2 | 級 | 山 | 中 | | | |
| 真優 純友 愛梨良 | う愛 優 | 晴 | 玲 | | | | | |
| 妃也涼佳音結純央晃 | うら果彩斗 | 人 | 衣 | | | | | |
| 小小羽山山川中辻長 | 高西土庄 | 紀 | 利 | | | | | |
| 西林鳥本崎上島林谷 | 尾口屋司 | 之 | 定 | | | | | |
| 優永莉久叶ひ一 李 | 弥航美和 | 由 | 杏 | | | | | |
| 香実愛未翔り樹諒加 | 玖大緒晃 | 衣 | 菜 | | | | | |
| 堀松天北井山武荒馬 | 舟服坂 | 加 | 原 | | | | | |
| 井本堀野上本田木殿 | 越田元 | 藤 | 田 | | | | | |
| 榎楓和来結紗茉夢一 | 有陽 | 晴 | 莉 | | | | | |
| 斗香奏実加葉侑香花 | 愛紗奈 | 香 | 子 | | | | | |

★合格証書交付(第203回) 平成27年3月18日(水)~3月25日(水)
★次回珠算検定(第204回) 平成27年6月28日(日)
★受付期間(第204回) 平成27年5月18日(月)~5月22日(金)

高血圧対策 減塩 その①

適塩ライフのススメ! 食生活をチェックしてみましょう!



循環器疾患(脳卒中・心筋梗塞)や胃がん等は、食塩の影響が大きいです。食塩の摂取量が多いほど年齢とともに血圧が上がり、高血圧を引き起こします。「うす味」を心がけることはもちろんですが、食べ方も大切です。とり過ぎてしまったナトリウムを体外に出す働きのあるカリウムは、野菜や果物、いも類に多く含まれています。食事にサラダや、デザートに果物をプラスし、減塩ライフに取り組みましょう。

カリウムの多い食品(100g中)

| | |
|----------|-------|
| ほうれん草 | 690mg |
| ゆりね | 740mg |
| さといも(水煮) | 560mg |
| にら | 510mg |
| こまつな | 500mg |
| アボカド | 720mg |
| 干し柿 | 670mg |

あなたの食生活をチェックしてみましょう。
食塩をとり過ぎていませんか?

| | |
|----------------------------------------|--------|
| ①煮物などの味付けは濃いほうですか? | はい・いいえ |
| ②汁物を1日2杯以上飲みますか? | はい・いいえ |
| ③麺類の汁をほとんど全部飲みますか? | はい・いいえ |
| ④塩蔵品や佃煮を週に3日以上食べますか? | はい・いいえ |
| ⑤漬物や味付けのしているおかずに、しょうゆやソースをかけることが多いですか? | はい・いいえ |
| ⑥漬物を1日2回以上食べますか? | はい・いいえ |

「はい」の数が多いほど、食塩を多くとることになります。できることから改善し、適塩ライフをはじめましょう!
(大阪府和泉保健所・和泉市・和泉商工会議所)

ご利用下さい! マル経融資

マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)とは、商工会議所の経営指導を受けて経営の改善をしていこうとする方に商工会議所の推薦により★無担保★無保証人★低利率で日本政策金融公庫から貸し出されるものです。

| 資金の用途 | 利 率 | 返済期間 |
|-------|----------------------------------------|----------------|
| 運転資金 | 1.35% | 7年以内(1年以内据置可) |
| 設備資金 | 貸付時の金利で固定 H27年2月16日現在 (金利は変動します) | 10年以内(2年以内据置可) |

審査の結果により、融資をご利用頂けない場合があります。
-お問い合わせ先- 中小企業相談所 TEL 53-0320

プレカット・木材・建材・住器・銘木 シノハラ商店

代表者 篠原敬三

事務所

〒594-1136 和泉市仏並町186-1
TEL 0725-92-5703
FAX 0725-92-5705
携 帯 090-9042-7344



小津御膳
特別料金
3,500円
(税、サービス料込)
○まずはお気軽にお電話くださいませ。

ホテルレイクアルスター アルザ泉大津 / 大阪府泉大津市地町18-5
ご予約・お問い合わせは TEL(0725)33-2569 (レストラン直通)